

札幌市・札幌丘珠空港ビル株式会社・北海道エアポート株式会社

航空ネットワーク利用促進に関する連携協定

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名の上、各1通を保有する。

札幌市（以下「甲」という。）、札幌丘珠空港ビル株式会社（以下「乙」という。）及び北海道エアポート株式会社（以下「丙」という。）は、航空ネットワークの利用促進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、丙が運営する道内7空港（新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港）と札幌丘珠空港が連携し、道内を中心とした航空ネットワークの利用促進を図り、北海道全体の活力向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携するものとする。

- (1) 道内外の航空需要の創出
- (2) 海外インバウンドの誘致及び道内周遊の促進
- (3) 海外富裕層に向けたビジネスジェットの利用促進
- (4) 空港間のアクセスの検討
- (5) その他、空港運営・機能強化に向けた相互連携等

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施にあたり、甲、乙及び丙の間で、詳細な取り決めなどを必要となる場合は、別途協議の上、覚書などを締結できるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなされない限り、同一の条件で期間を1年間として更新するものとし、以後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 本協定に基づく取組にて知り得た相手方の秘密については、事前に相手方に承諾を得た場合を除き、本協定期間及び期間満了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

令和6年11月6日

（甲） 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市

札幌市長

秋元亮宏

（乙） 札幌市東区丘珠町丘珠空港内  
札幌丘珠空港ビル株式会社

代表取締役社長

天野周治

（丙） 千歳市美々987番地22 ターミナルアネックスビル5F  
北海道エアポート株式会社

代表取締役社長

齊生亮